

一樹十穫 一百年の計

鈴木 和夫

(独) 森林総合研究所理事長

中国の書「管子」に、「一樹一穫なるものは穀なり。一樹十穫なるものは木なり。」とあり、「一年の計は、穀を樹うるに如くはなし。十年の計は、木を樹うるに如くはなし。」の叙述に繋がる。勿論、「百年の計は、人を樹うるに如くはなし。」である。管子には誤謬が多いとされるが、木を植えるのは十年の計では無理である。

7月にG8洞爺湖サミットが開催された。地球温暖化対策が喫緊の課題とされ、昨年にはIPCC（気候変動に関する政府間パネル）パチャウリ議長がノーベル平和賞を受賞した。森林総合研究所もIPCC報告書作成に貢献してきたとしてIPCC事務局から元研究員を含めて5名に賞状が届けられた。IPCCは1988年設立なのでちょうど設立されて20年が経過した。気候変動枠組条約の京都議定書が策定されて10年、わが国は京都議定書における温室効果ガスの6%削減約束（2008年～2012年）の達成に向けて邁進中である。すでに、京都議定書後（2013年～）について、コスタリカやパプアニューギニアなど発展途上国からの提案であるREDD（Reducing Emission from Deforestation and forest Degradation in developing countries；森林減少、森林劣化に由来する排出削減）の新たな国際的な取り組みが検討されている。地球規模での温室効果ガス増大の原因として、発展途上国の森林減少に起因する二酸化炭素吸収源の減少が相変わらず大きな割合を占めているので、その防止こそが経済的にも最も効果的であるとするものである。そこには、地球温暖化防止への貢献は、森林の豊かな国も乏しい国も等しく恩恵を受けるべきであるとする発展途上国の意図が窺える。勿論、発展途上国、とくに熱帯林の減少が相変わらず大きな問題である以上、地球温暖化対策は発展途上国の関心と同意が得られなければ二進も三進も行かないことは自明である。

わが国は米国に次ぐずば抜けた経済先進国であるが、国家の礎となる自給ということになると全く展望がないように思われる。因みに、自給とは「自分に必要なものを自分の力で獲得し、まかなうこと。」（広辞苑）とある。現代用語知恵蔵にはその項目すらない。

国民は国の自給に関心が低いのであろうか。自給率の割合は相対的な数値なので、その時その時の世界情勢を反映することは論を待たないが、少なくとも独立国として具備すべき条件は、基本的には農林水産業の 50% 自給であろう。わが国は美しい緑に覆われた国土で豊かな食文化をもつとされるが、木材や食糧の自給率はそれぞれ 2 割、4 割に過ぎない。そして、未だに自給率 5 割のロードマップを示すことができない。

さて、木材自給率は、1960 年代に外材輸入の増大に伴って急速に低下したので、私が学生の頃には、近い将来再び自給率 9 割を目指すと教えられた。最近の白書の記述では、2001 年以降 2 割を割っていたものが 2005 年に漸く 2 割を回復したので、このことが「回復してきた国産材供給量」との見出しで取り上げられている。自給率の上昇自体は喜ばしいことではあるが、これまでの推移から漸く 2 割台になったことを良しとする気持ちには到底なれない。森林・林業白書の記述を通読すると、10 年後には木材供給量は 35% 増が見込まれ、順調に推移すると現在 20% である木材自給率は 27% となる。森林蓄積量は 10 年後に 49 億 m^3 が見込まれるので、蓄積量 49 億 m^3 ÷ 需要量 9 千万 m^3 = 54 (年分) の森林が蓄積されることになる。このように、森林の蓄積量が需要量の 54 年分に相当するのだから、伐採後 54 年で森林が再生すると試算をすれば自給率 100% となり、その 2 倍の 108 年で森林が再生すると試算をすれば自給率 5 割となる。このように、数字の上では木材自給率 5 割を達成できるのだが、森林蓄積のすべてが供給に利用できる訳ではない。わが国の森林は、水源の涵養機能を重視する水土保全林、自然環境の保全を重視する人との共生林、生産機能を重視する資源の循環利用林などにその機能が括りされている。それでも、人工林面積は全体の 4 割を占めているので、百年後の自給率 5 割のロードマップは可能のように思われる。

しかし、これには国民の合意が不可欠である。木を植えるのか人を植えるのかは別にしても、やはり百年の計である。第二次世界大戦後、荒廃した国土の資源の培養と保全を目的に「国土の保全と国民経済の発展に資する」として森林法が改正された (1951 年)。その後、高度経済成長期には産業としての林業の「総生産の増大」を目指して林業基本法が制定され (1964 年)、どうせならと儲かる高品質のスギ、ヒノキを拡大造林した。そして、1 千万 ha の人工林が造成された。21 世紀に入ると、国民の価値観の多様化に対応して「森林の有する多面的な機能の発揮」に重点が置かれた森林・林業基本法が制定されたのである (2001 年)。善し悪しは別にして、わが国は、その時代、その時代に国民の要請に応じ

て森林経営に取り組んできた。現在、森林総合研究所は4月から旧緑資源機構の水源林造成事業など業務の一部を承継したが、1961年に始まった水源林造成事業は漸く2010年に各地で当初の契約の50年目の伐採時期を迎えようとしている。これを見ても、スギ・ヒノキ人工林批判など御都合主義の移ろい易い国民の声には付いて行けないのである。

近年、国民的環境意識の高まりを受けて、木材供給以外に、地球温暖化防止、水土保全、生物多様性の保全などに果たす森林のもつ機能が改めてクローズアップされてきている。これは、われわれが森林に新たな機能を求めているのではなく、われわれの意識が大きく変化したことの表れであろう。そもそも、自然界では一本の木が育つには少なくとも50年～100年という極めて永い悠久の世界が必要であって、その間に国民のニーズが刻々と変容していくことも成り行きである。いま植えても行く末を確認するのは少なくとも半世紀後であることを考えると、百年の計はやはり人づくりであろうか。